

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

胡 絢静 中国弁護士

II 中国法令アップデート

- 危険化学品経営許可証管理弁法(国家安全生産監督管理総局)(改正法)
- 保険会社支配株主管理弁法(中国保険監督管理委員会)
- 適格外国機関投資家内国証券投資管理規則の実施に関する問題についての規定(中国証券監督管理委員会)
- 証券先物市場誠実信用監督管理暫定弁法(中国証券監督管理委員会)
- 先物会社資産管理業務試行弁法(中国証券監督管理委員会)
- 安全食品標識管理弁法(農業部)(改正法)
- 中古電器電子製品経営管理弁法(意見募集稿)
- 北京等8省市における交通運送業及び一部の現代サービス業の営業税に替えて増値税を試験的に徴収することに関する通知(財政部、国家税務総局)
- 上海市製品品質条例(上海市人民代表大会常務委員会)

I 中国相談室



中国弁護士 胡 绚静

近時定年の引き上げが話題となっているようですが、主にどういったことが議論されていますか？

中国では、企業で勤務している従業員の定年は法定されており、原則として男性は満 60 歳、女性は満 50 歳ですが、特に女性幹部（管理職、技術者）は満 55 歳、地下・高温・高所・重労働もしくはその他身体の健康に悪影響を与える仕事に従事している従業員は、男性が満 55 歳、女性が満 45 歳とされています。基本的に定年になり、かつ、基本養老保険（日本の公的年金に近い制度です。）の保険料納付年数が合計 15 年間になると、年金の支給を受けることができます。

上記の定年は 1978 年に国務院により定められて以来、ずっと変わっていませんでした。しかし近時、年金の担当部署にあたる人力資源社会保障部は、将来、定年を引上げることは避けられないと発言しており、世論の関心を集めています。定年の引上げ論争は、中国社会の高齢化が背景にあるようです。2050 年には、15 歳から 59 歳までの労働年齢の人口が 7.1 億人となり、2010 年と比べて 2.3 億人も減少すると言われ、また、2010 年 9 月 10 日付けで公表された白書「中国の人力資源状況」によれば、2035 年には 2 人の納税者が 1 人の年金受領者を支える構造となると述べています。定年の引き上げは、全体の納付額を上げ、支出額を減少することにつながる、というのが基本的な考え方です。

実は、高齢化が最も進んでいる上海では、2010 年 10 月から、主に専門技術者を対象に、弾力的な年金受給開始時期の延期制度を試験的に導入しています。この制度によると、通常、男性は 65 歳まで、女性は 60 歳まで定年を延期することができるものとされています。2011 年 4 月まで 200 名以上の申請者が認定されたと報道されています。通常であれば、従業員は定年になると退職しますが、この制度の利用者は実質的に法定の定年を過ぎてても在職することとなります。また、現在、パブリックコメントが募集されている「深圳経済特区社会養老保険条例」も、同趣旨の規定が置かれています。このように、国全体の統一した政策が固まらなくても、地域によっては試行的に定年の引き上げが先取りされる可能性があります。

この制度には、中国国内からは反対の声が多く聞かれます。その背後には現行の年金制度に対する不満が潜んでいるように思われます。中国は二本立ての年金制度を実施しており、政府機関と事業単位(学校等)に勤務する者は、勤務期間中に社会保険料の納付は不要であり、定年後の年金は国の財政から支給されます。これに対し、企業での勤務者は、勤務期間中、企業と個人併せて月納付基準額（各地方が前年度の従業員平均給料に基づいて算定します。）の 30%（上海市の場合）を納付しなければならないにもかかわらず

らず、定年後に受給できる年金は前者の3分の1に過ぎないといわれています。この問題に対処するため、2009年に、事業単位の年金制度の改革案が人力資源社会保障部により出され、五つの省、直轄市（広東、上海、浙江、山西、重慶）を試験対象地域としましたが、どの都市でもまだ正式に実施されていないようです。年金制度の改革難が伺えます。

日本を含め、欧米各国の経験からしても、高齢化社会に伴い、定年の段階的引上げや、高齢者の継続雇用は、いずれ対処しなければならないように思われますが、制度が正式に固まるまではまだまだ時間がかかりそうです。

II 中国法令アップデート



弁護士 若林 耕

最新中国法令の解説

<危険化学品管理>

危険化学品経営許可証管理弁法(国家安全生産監督管理総局)(改正法)

[ポイント] 本弁法は、「危険化学品安全管理条例」に基づき、危険化学品経営企業に取得が義務付けられる「危険化学品経営許可証」の発行要件、手続等について定めるものであり、現行法の改正法である。本弁法については、2011年8月に意見募集稿が公表され、意見募集が行われていたが、このたび正式に公布された。本弁法では、危険化学品経営許可証を申請する要件として、安全生産責任制度や危険化学品仕入販売制度などを含む安全生産制度の整備などが新たに追加されている。

(2012年7月17日公布、同年9月1日施行)(国家安全生産監督管理総局令第55号)

[原文] 危险化学品经营许可证管理办法

<金融>

保険会社支配株主管理弁法(中国保険監督管理委員会)

[ポイント] 本弁法は、保険会社の支配株主(出資比率が資本総額の50パーセントを超える出資者、又は持株比率が株主資本の50パーセントを超える株主など)について、関連取引により保険会社の利益を損なうことなどを禁止するものである。支配株主が関連取引を利用して保険会社に損害を与えて会社の支払能力に危険を及ぼした場合、保険監督管理委員会が是正を命じることができ、是正に応じない場合、保険監督管理委員会は、一定の期間内に全部又は一部の持分の譲渡を命じることができるものとされている。なお、本弁法は、保険集団会社の支配株主にも参照適用される。

(2012年7月25日公布、同年10月1日施行)(保監会令2012年第1号)

[原文] 保险公司控股股东管理办法

適格外国機関投資家内国証券投資管理規則の実施に関する問題についての規定(中国証券監督管理委員会)

[ポイント] 本規定は、外国の投資家が中国の証券市場において投資を行う制度(適格外国機関投資家(QFII))に関するものであり、現行法の改正法である。今回の改正点のうち、重要な点としては、QFIIに要求される業務経験年数、資本金及び資産規模の要件が緩和され、参入が容易になった(証券会社については、業務経営期間が30年から5年に、資産について払込済資本10億米ドル以上から純資産5億米ドル以上に、管理した証券資産が100億米ドルから50億米ドル

にそれぞれ緩和がなされている。)ほか、QFII が銀行間債券市場での取引に参加することができるようになった点が挙げられる。

(2012年7月27日公布、同日施行)(中国証券監督管理委員会公告[2012]17号)

[原文] [关于实施《合格境外机构投资者境内证券投资管理办法》有关问题的规定](#)

証券先物市場誠実信用監督管理暫定弁法(中国証券監督管理委員会)

[ポイント] 証券先物市場と関連のある者、例えば、証券業従業者、先物業従業者、発行体、会計事務所、資産評価会社等の基本情報及び業務に関連する評価(表彰や処分の履歴等)を収集し、投資家に対して情報を公開するシステムを整備するための規則である。

(2012年7月25日公布、同年9月1日施行)(中国証券監督管理委員会令第80号)

[原文] [証券期货市场诚信监督管理暂行办法](#)

先物会社資産管理業務試行弁法(中国証券監督管理委員会)

[ポイント] 本弁法は、先物会社が投資家から資産の運用を受託することを試験的に可能とするものである。資本金(5億人民元以上)、信用状況、業務経験等の一定の基準を満たす先物会社が証券監督管理委員会の認可を受けることで資産運用業務を行うことができようになる。運用先は先物等のデリバティブ商品に限られず、株式、債券、証券投資ファンドへも投資することが可能とされている。また、資産管理業務の単一の顧客からの委託資産は100万人民元を下回ってはならないなどの業務規範も定められている。

(2012年7月31日公布、同年9月1日施行)(中国証券監督管理委員会令第81号)

[原文] [期货公司资产管理业务试点办法](#)

<食品>

安全食品標識管理弁法(農業部)(改正法)

[ポイント] 本弁法は、中国安全食品発展センターが安全と認めた食品に対して使用を許可する「安全食品マーク」(中国語:「綠色食品標志」)の許可の要件などについて定めたものである。本弁法については、2012年2月に意見募集稿が公表されており、その結果を踏まえて修正が行われた。本弁法では、マーク使用の申請の条件として、申請前3年間に食品安全事故などがないことが求められること、マークの使用者の生産環境や商品の品質が基準に達しなかったことなどを理由にマーク使用権が取り消された場合、3年間は、センターはその使用者の申請を受けつけず、情状が重大であるときは永久に申請を受け付けないことなどが新たに明らかにされている。

(2012年7月30日公布、同年10月1日施行)(農業部令2012年第6号)

[原文] [綠色食品标志管理办法](#)

<中古電気製品管理>

中古電器電子製品經營管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「[廃棄電器電子製品回收处理管理条例](#)」に基づき、中古電器電子製品經營活動(基本機能を備えており、再度流通使用することができる電器電子製品の買取、修理、リフォーム、販売等の活動)を規制するものである。本弁法では、中古電器電子製品經營者は、買い取った中古電器電子製品の記録制度を確立すべきこと、取引終了後、少なくとも3ヶ月以内は、無償修理を行うべきことや、三包(修理、交換、返品)責任の有効期間内は三包責任を負うべきことなどが定められている。

(意見募集期間:2012年7月27日～同年8月26日)

[原文] [旧电器电子产品经营管理辦法\(征求意见稿\)](#)

<營業稅改革>

北京等8省市における交通運送業及び一部の現代サービス業の營業稅に替えて増値稅を試驗的に徵收することに関する通知(財政部、國家稅務總局)

[ポイント] 本通知は、北京市、天津市、江蘇省、安徽省、浙江省(寧波市を含む。)、福建省(アモイ市を含む。)、湖北省、広東省において、交通運送業及び一部の現代サービス業について、營業稅に替えて増値稅を試驗的に徵收することを定めたものである。

主に商品の取引に対して適用される増値稅については、仕入稅額控除が認められているのに対し、主にサービスの取引に対して適用される營業稅については同様の制度がなく、不均衡が指摘されていた。このような状況の下、サービス業の支援などを目的として、2012年1月から、上海市で同様の制度が試驗的に導入されており、本通知は、この試驗的導入の範囲を拡大するものといえる。試驗的徵收は、北京市では9月1日から、江蘇省、安徽省では10月1日から、福建省、広東省では11月1日から、天津市、浙江省、湖北省では12月1日から、それぞれ開始される。今後、さらに試驗的導入の範囲が拡大される可能性があり、他の地域でも今後の動きに注意する必要がある。

(2012年7月31日公布、同年8月1日施行)(財稅[2012]71号)

[原文] [关于在北京等8省市开展交通运输业和部分现代服务业營業稅改征增値稅試点的通知](#)

<地方性法規>

上海市製品品質條例(上海市人民代表大會常務委員會)

[ポイント] 本條例は、上海市が、製造者等の製造物責任などを定めた「製品品質法」に基づいて定めたものであり、現行法の改正法である。「製品品質法」は、2000年7月8日に改正されたため、これに対応して改正が行われた。

(2012年4月19日公布、同年9月1日施行)(上海市人民代表大會常務委員會)

[原文] [上海市产品质量條例](#)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com) 又は若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com) までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー 38 階(総合受付)
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com



安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com

URL: <http://www.amt-law.com/>